

平成 27 年 7 月 3 日

厚生労働省保険局長
唐澤 剛 殿

四病院団体協議会

一般社団法人 日本病院会

会長 堺 常雄

公益社団法人 全日本病院協会

会長 西澤 寛俊

一般社団法人 日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學



専従の常勤従事者の解釈に関する要望

現行の診療報酬制度は、細部に及ぶ多くの規制が課せられている。少子・超高齢社会における今後の医療提供体制を鑑みると、医療の質・安全の向上に寄与するとともに、医療機関の経営を安定化するための業務や配置基準の効率化が必要である。そして、これを可能とする診療報酬制度が求められる。

四病院団体協議会は、標記について下記を要望する。

記

現状の施設基準に規定されている専従の常勤従事者の解釈について、「医療機関の定める所定労働時間を全て勤務する者」のみしか認められていない。

先に提出した平成 27 年 4 月 2 日付「疾患別リハビリテーションにおける専従の常勤従事者に関する要望」と同様に、医療機関において政府が推進する「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」等のワークライフバランスを重視した働き方を希望する労働者の活用や、増加傾向にある短時間雇用者（※総務省「労働力調査」より）の活用は、雇用主・労働者の双方にとって有益である。

については、施設基準に規定する専従の常勤従事者の解釈において、複数の常勤従事者の勤務時間割合や非常勤従事者の勤務時間数の合算による常勤換算を認めることを要望する。

以上

◆専従の常勤従事者と規定されている施設基準◆

【地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料】

当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士が1名以上配置されている。

【ADL維持向上等体制加算】

当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1名以上配置されていること。

【体制強化加算（回復期リハビリテーション病棟入院料）】

イ 当該病棟において、リハビリテーションを行うについて十分な経験を有する専従の常勤医師が1名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において、退院調整を行うにつき十分な経験を有する専従の常勤社会福祉士が1名以上配置されていること。

【精神保健福祉士配置加算】

当該病棟に専従の常勤精神保健福祉士が1名以上配置されていること。

【児童・思春期精神科入院医療管理料】

当該病棟又は治療室に専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の臨床心理技術者がそれぞれ1名以上配置されていること。

【精神科リエゾンチーム加算】

該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される精神医療に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム（以下「精神科リエゾンチーム」という。）が設置されていること。

ア) 5年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師（他の保険医療機関を主たる勤務先とする精神科の医師が対診等により精神科リエゾンチームに参画してもよい。）

イ) 精神科等の経験を5年以上有する、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師

ウ) 精神科病院又は一般病院での精神医療に3年以上の経験を有する専従の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤臨床心理技術者のうち、いずれか1人。

【摂食機能療法】

当該保険医療機関内に摂食機能療法を担当する専従の常勤言語聴覚士が1名以上配置されていること。

【障害児（者）リハビリテーション料】

当該保険医療機関内に、障害児（者）リハビリテーションを担当する専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士が合わせて2名以上勤務している。

【がん患者リハビリテーション料】

当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤の言語聴覚士が2名以上配置されていること。

【集団コミュニケーション療法料】

当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚法を担当する専従の常勤言語聴覚士が1名以上配置されていること。

【精神科作業療養法】

作業療法士は、専従者として最低1人が必要である。

【精神科ショート・ケア（大規模なもの）】

精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア若しくは精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人、臨床心理技術者、精神保健福祉士のいずれか1人を含む）の4人で構成

【精神科ショート・ケア（小規模なもの）】

精神科医師及び専従する1人の従事者（看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれか1人）の2人で構成

【精神科デイ・ケア（大規模なもの）】

精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人、臨床心理技術者、精神保健福祉士の1人）の4人で構成

【精神科デイ・ケア（小規模なもの）】

精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者等のいずれか1人、看護師1人）の3人で構成

【精神科ナイト・ケア】

精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は精神保健福祉士若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人）の3人で構成

【精神科デイ・ナイト・ケア】

精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人）の3人で構成

【輸血管理料】

当該保険医療機関の輸血部門において、臨床検査技師が常時配置されており、専従の常勤臨床検査技師が1名以上配置されている。

以上